

指定管理者制度とは

地方自治法（以下「法」という。）の改正により、地方自治体（市町村）が設置する公の施設に、従来の管理委託制度にかわって、民間活力の導入を目的とした指定管理者制度が新たに設けられることとなりました。

これは、多様化する住民ニーズに効果的・効率的な対応をするため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減を図ることが法の改正のポイントとなっています。

この指定管理者制度とは、これらの施設の管理権限を企業やNPO法人等の中から、最も適当であると認められる団体を指定し、管理運営等を行ってもらうこととなります。

本町では、平成17年9月議会において、「精華町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」を提案し可決されたところより、指定管理者制度を用いる場合には、この条例の定めに応じて手続等を進めていくこととなります。

従来の公の施設の管理におきましては、これまでの管理委託制度を活用しながら、運営等について柔軟に公共団体や公共的団体に管理を委託することで、施設機能を十分に活かし、効果的・効率的な管理を行ってきたところであります。

しかし、今回の法の改正により指定管理者制度は、管理委託制度と比較すると施設の使用許可権限を与えることとなりますので、より管理実態に応じた管理運営が可能と考えられ、特に利用者による住民サービスの向上をはじめ合理的管理により、経費の節減が望まれるところであります。

今後の管理を委託する施設の決定や指定管理者の募集などの諸手続を進め、平成18年度から移行できるものは指定管理者へと行っていきます。

なお、指定管理者の募集に関する事項など随時、広報誌やホームページにて掲載していく予定であります。

注釈

※公の施設

住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために精華町が設ける施設をいい、体育施設や文化施設福祉施設等があります。